

# 貸借対照表

2025年 3月31日

(単位 円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	( 1,464,617,340 )	( 1,393,374,094 )	( 71,243,246 )
有形固定資産	< 1,180,759,293 >	< 1,212,618,667 >	< △ 31,859,374 >
土地	556,779,000	556,779,000	0
建物	499,876,906	530,393,036	△ 30,516,130
建物附属設備	19,228,274	23,232,382	△ 4,004,108
構築物	16	16	0
教育研究用機器備品	16,829,840	15,740,185	1,089,655
管理用機器備品	13,342,399	13,484,262	△ 141,863
図書	73,718,758	71,021,596	2,697,162
車両	984,100	1,968,190	△ 984,090
特定資産	< 183,678,047 >	< 180,575,427 >	< 3,102,620 >
退職給与引当特定資産	43,678,047	40,575,427	3,102,620
施設充実引当特定資産	140,000,000	140,000,000	0
その他の固定資産	< 100,180,000 >	< 180,000 >	< 100,000,000 >
敷金・保証金	180,000	180,000	0
保険積立金	100,000,000	0	100,000,000
流動資産	( 587,633,267 )	( 656,826,318 )	( △ 69,193,051 )
現金預金	582,166,795	649,050,689	△ 66,883,894
未収入金	2,955,444	2,991,865	△ 36,421
仮払金	70,000	77,000	△ 7,000
立替金	7,098	2,200,675	△ 2,193,577
前払金	2,433,930	2,506,089	△ 72,159
資産の部合計	2,052,250,607	2,050,200,412	2,050,195
負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	( 45,053,294 )	( 43,654,694 )	( 1,398,600 )
退職給与引当金	45,053,294	43,654,694	1,398,600
流動負債	( 147,560,404 )	( 143,233,154 )	( 4,327,250 )
未払金	31,475,025	27,315,355	4,159,670
前受金	82,045,000	90,405,300	△ 8,360,300
預り金	33,240,379	25,212,499	8,027,880
仮受金	800,000	300,000	500,000
負債の部合計	192,613,698	186,887,848	5,725,850
純資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	( 1,975,666,710 )	( 1,964,594,258 )	( 11,072,452 )
第1号基本金	1,936,036,710	1,924,964,258	11,072,452
第4号基本金	39,630,000	39,630,000	0
繰越収支差額	( △ 116,029,801 )	( △ 101,281,694 )	( △ 14,748,107 )
翌年度繰越収支差額	△ 116,029,801	△ 101,281,694	△ 14,748,107
純資産の部合計	1,859,636,909	1,863,312,564	△ 3,675,655
負債及び純資産の部合計	2,052,250,607	2,050,200,412	2,050,195

(注記)

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

①徴収不能引当金

未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

②退職給与引当金

退職金の支給に備えるため、期末要支給額から中小企業退職金共済からの退職金支給額を控除した金額を計上している。

(2) その他の重要な会計方針

①預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

収入と支出は相殺して表示している。

2. 重要な会計方針の変更等

なし

3. 減価償却額の累計額の合計額

755,277,417 円

4. 徴収不能引当金の合計額

0 円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

担保に供されている資産はない。

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

0 円

7. 当該会計年度の末日において、第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

8. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

なし